

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	認定建築主等に対する改善命令
根拠法令等及び条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条
根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>